第1回委員会における主な意見及び対処方針

## 第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表

目標		発言委員	委員の発言	各部局の対応
1	1	井村委員		「目標の達成状況」欄のうち、4ポツ目を以下の通り修正。 〇国内における温暖化の影響と適応策に関する科学的知 見を取りまとめたパンフレット『適応への挑戦2012』を平成23 年度に、また、日本を中心とする近年の気候変動の現状と 将来の予測及び気候変動が及ぼす影響について体系だて て整理した『気候変動の観測・予測及び影響評価統合レ ポート』を平成24年度に作成・公表した。これらの作成・公 表、及び地域セミナーの開催を通じて、国や地域レベルでの 「気候変動に柔軟に適応できる社会づくりの促進」に資する よう、日本国内の温暖化による影響や適応に係る普及啓発 を行った。
1	1	井村委員	気候変動に柔軟に対応する中には、緩和策だけではなく適応策も含まれ、そのバランスをどうするかが重要である。例えば、目標1-1の「目標期間終了時点の総括」を見ると、中央環境審議会に小委員会を設置し何をやったということは書いてあるが、具体的な成果は何だったのかというところが抜けているのではないか。	「目標期間終了時点の総括」欄を、以下の通り修正。 〇地球温暖化対策としては、排出削減と同時に、気候変動による影響の評価と適応策の推進が不可欠であり、影響評価と適応に係る取組を一層強力に推進することが必要である。このため、平成27年夏頃を目途として「適応計画」を策定することとし、関係省庁と連携・協力をして着実に取り組んでいく。この「適応計画」策定に向けて、平成25年度は、中央環境審議会に気候変動影響評価等小の観点から既存の研究による影響への対処(適応)の観点から既存の研究による気候変動予測や影響評価等について整理し、気候変動が日本にあたえる影響及びリスクの評価について審議する。また、アジア太平洋地域には、気候変動への脆弱性が高い地域や、温暖化の影響への適応ための能力の不足が悪ったといるのがあることから、APANの活動を強化し、我が国の知見を各国と共有しつつ、途上国支援の取組を推進する。なお、気候変動影響評価等小委員会は平成25年7月に設置され、検討が始まったところであり、現時点では具体的な成果はないが、小委員会の審議結果をどのように政策に反映しようとしているのかを明確にした。
1	1	山本委員	温暖化は非可逆的な現象であり、その変化に対し、 どう適応管理をしていくのかというのは非常に重要 なことである。今の文面からでは、その覚悟が読み 取れない。	

1	2	崎田委員	エイルキー起源の排出量が増えるという傾向はしばらく続くものと考えられる。それに関し、「目標期間終了時点の総括」のところなどで、今後に対する危機感、あるいは省エネだけではなく、面的な取り組み、社会システム改革など国を挙げて本格的に取り組んでいかなければならない、また、非常に大事なところだということをもう少し明確に書き込むべきである。	「目標期間終了時点の総括」欄に、以下の記述を追加。 〇今後は、2013年度以降の地球温暖化対策を総合的かつ 計画的に推進するため、平成25年5月に改正された同法に 基づき、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標を含む「地 球温暖化対策計画」の策定に向け、長期的展望に立った検 討を急ぐ必要がある。 〇再生可能エネルギーについては、上記プログラムに基づ き、蓄電池による風力等の出力変動を緩和する実証や我が 国初の浮体式洋上風力発電の実証などの多面的な支援を 行うことにより、自立分散型エネルギー社会の構築を早急 に図る。
1	4	大塚委員	「目標の達成状況」欄の②において、取得クレジットの中に排出権取引の排出枠が入っているかと思うが、排出権取引の場合、クレジットとは言わないのではないか。誤解を招くため、明確な記載に直すべき。	①「達成すべき目標」欄に、以下の記述を追加。 ・GISやCDMを活用し、平成25年度までに我が国のクレジット取得量(CO2換算トン)の累積量を約1億取得する。 ・二国間クレジット制度の本格導入を行うべく、国内の関連制度の整備や国際的な位置づけの確保に向けたロードマップを早急に策定する。 ②「目標の達成状況」欄の1段落目を、以下の様に修正。平成25年4月1日現在、総計約9,753万トン(GISによる取得7,550万トン、CDMによる取得約2,203万トン)のクレジットを取得契約済み。
2	2	井村委員、山本委員		IPCCに係る記述を、「1. 国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献」から「3. 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)への貢献」に移動。

2	2	井村委員	「目標期間終了時点の総括」において、「IPCC活動に対し支援を充実させていく必要がある。」という記述があるが、評価書における言葉の使い方として適切ではない。	「~、IPCC活動に対し十分な貢献を行っていく。」と文言修正。
2	2	崎田委員、須藤委員	リオ+20の記述があるが、政府としてどう取り組んだ かを追記すべき。	①「学識経験を有する者の知見の活用」欄の2ポツ目に、以下の記述を追加。 また、「リオ+20」での成果を受け、国内で、持続可能な開発目標(SDGs)の実現に必要なガバナンスのための国際制度枠組みについて、学識経験者による検討が開始された。 ②「目標期間終了時点の総括」欄に、以下の記述を追加。 〇「リオ+20」では、持続可能な開発目標(SDGs)に関する政府間交渉プロセスの立ち上げが合意された。2013年1月から開催されている、国連プロセスにおけるSDGs・公開作業グループに我が国が貢献できるよう、目標に盛り込むべき指標等について、引き続き戦略的に検討する。
2	3	山本委員	的な議論を強みて、予後、無理的な検討が必要である、ということを追記すべき。	「目標期間終了時点の総括」に以下の記述を追加。 〇ジオエンジニアリングについて指摘されている倫理的問題、国際的取組が必須である太陽放射管理の本格実施に 伴う国際的枠組み、社会合意に関する実施上のリスクを含む、実施上の社会科学的なリスクについては、環境研究総 合推進費の戦略研究プロジェクトの中で今後論点として整理していく予定である。
3	1	井村委員	コベネにおいて新しい動きがあるが、地球局との整理をしっかりする必要があるのではないか。	短寿命気候汚染物質については、昨年度アジア・コベネフィット・パートナーシップのメンバーが、短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション(CCAC)関連会合へ参加した。今年度より地球局と連携し、CCACへの支援を実施しているところ。

3	1	井村委員	PM2.5についての言及が少ないがいいのか。	本施策は、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染対策を主題としたものではなく、PM2.5を含む大気環境の保全全般を取り上げたものである。そのため、達成すべき目標を「大気汚染に係る環境基準達成率の向上」とし、測定指標としてPM2.5の環境基準達成率も記載している。また、PM2.5の環境基準達成率が低い状況にあることに鑑み、施策に関する評価でも「発生源が多種多様で生成機構も複雑なため、現象の解明や対策の検討が容易ではないことから、モニタリングの充実、発生源・生成機構の把握などを行うとともに、シミュレーションモデルの高度化を図り、越境大気汚染の寄与解明や効果的な対策の検討に繋げていく。」と、特に言及している。したがって、更なる記述は不要である。
3	3	藤井委員	湖沼について毎年書きぶりに変化がないが、もっと 前向きなことは書けないのか。	毎年書きぶりに変化がないが、もっと前向きなことが書けないかとのご指摘のため、以下のとおり訂正。 「自然浄化機能を活用した水環境保全対策の検討」を記載。
3	3	藤井委員	水環境ガバナンスとして市民参加について取り組めないか。	「アジア水環境パートナーシップ(WEPA)」は、各国行政担当官とのネットワーク構築と能力向上を狙いとした人的ネットワークであり、この枠組みの中で直接的に市民参加に取り組むのは困難である。ただし、国によって市民参加を課題としている場合であれば、それに対する協力・支援を行うことはありうることから、今後、WEPAの中でもそういった観点も含めて取り組んでいきたい。 また、対中協力については大臣間の覚書に基づいて施設を建設するもので、ガバナンス改善は主目的ではないことから、この中での市民参加の取組の実施は困難である。

3	3	鷲谷委員	より広い海域でのプラスチックごみ対策について、将 来的には取り組んでいただきたい。	我が国の海岸では、国内起因の海洋ごみの漂着がある一方で、韓国、中国をはじめとする外国からの海洋ごみの漂着が相当数見られる。本問題の解決に向けて、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)及び日本、中国、韓国及びロシアから構成される北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP:ナウパップ)の多国間の枠組みや、外交ルート・二国間協議の場等を通じ、漂流・漂着ごみの発生源対策について関係国との協力を行っているところ。今後も引き続き、漂流・漂着ごみの発生抑制に向けて、韓国、中国をはじめとする関係国との協力の強化を進めてゆく所存。また、プラスチックごみに関する調査に関しても、今後検討してまいりたい。
3	4	大塚委員	土壌汚染対策地域の指定要件等の見直しを行うと あるが、「指定要件等の見直し」について具体的に 何か取り組んでいるのか。	現在、検討に資するための基礎的なデータを収集しているところであり、指定要件等の見直しに関しては、今後、収集したデータや国内外の食品規格基準の検討状況等を踏まえながら対応してまいりたい。
3	5	藤井委員		ネオニコチノイド系農薬については、農薬環境影響対策費として新たに予算要求し、検討に着手しているところであり、 24年度段階では未着手であるため、当該評価書に記載する ことは適当でない。
3	6	藤井委員	「国民の不安解消に資することができ、期待どおりの 成果が得られた」とあるが、「期待どおり成果が得ら れた」というのは言い過ぎではないか。	過大評価ではないかとのご指摘のため、以下のとおり訂正。 「水環境中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、 汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供した。」
5	1~6	鷲谷委員	足的な感じがあるため、「着実に成果をあげている」	御指摘を踏まえ、評価シートの評価結果(総括)の中に見られた主観的・自己満足的な表現を、客観的な表現に修正した。
8	1	河野委員	グリーン購入及び環境報告書について、非上場企 業の達成率が低いが、それが目標達成の状況に出 ていないのではないか。	御指摘を踏まえ、グリーン購入及び環境報告書について記 載内容に非上場企業の達成状況等を追記した。

8	1	崎田委員	日本国内について環境経済課が経済のグリーン化について確個として取り組む部署なので、世界の潮流の中で経済のグリーン化というものにどのように取り組んでいくのか、という視点で連携を考えて記載するべきではないか。	御指摘を踏まえ、SRIついては海外の運用規模を追記。加えて、「融資」の観点から赤道原則について追記した。また、SRIに関する記載を欄内最上段とし、「世界の潮流の中の日本」の位置付けをより明確とした。
8	1	山本委員	本格的に経済のグリーン化を進めるため、環境報告書の公表は一定規模以上の企業については義務づける段階に達している。零細・中小についても、例えば、エコアクション21等は積極的に取り組めるような施策を展開しなければ、これ以上の発展が望めないのではないか。また、グリーン購入は都道府県では努力義務だが、義務付け範囲拡大を記載すべきではないか。	環境報告の義務化については、作成者側の負担、利用者側の利用実態、社会からの要請等、様々な要因を総合的に勘案することが求められる。この点、開示のメリットを得られやすい上場企業の開示比率は着実に拡大しており、義務化については現時点では検討の余地が多いと思慮する。他方、零細・中小企業については、金融と絡めながらエコアクション21を積極的にとってもらう施策を検討中である。また、グリーン購入については、御指摘の趣旨を踏まえ、記載内容に地方公共団体及び民間企業の取組を拡大するため、適切な情報提供方法の改善など更なる普及を検討していくことを追記した。
8	3,4	井村委員	測定指標の前々年度以前については、ゼロなのか、 データがないということか。もっといいものがないのか。	質問についてはその場で回答済み。 当該政策(環境パートナーシップの形成及び環境教育・環境 学習の推進)の測定指標については、改正法の趣旨や国策 を評価する上での指標である旨を踏まえて検討した結果、 それぞれ最も適した測定指標であると判断したものである が、これ以外に適した指標があるか等については、今後も 引き続き検討してまいりたい。
10	1	藤井委員	「このような状況を受け、政権交代を機にこれまでの取組経緯について検証を行った結果」と、「政権交代を機に」と書かれているところが大変気になります。今までやってきたことが政権の交代で上からぼんとやられたから変わったわけではなくて、地域でこれではいけないという大変大きな声が上がっていたわけで、ここの書きぶりはぜひ改めていただきたいというのが1つです。	委員のご指摘の通り、「政権交代を機に」を削除しました。

10	1	藤井委員	非常に課題を抱えてやっているところ、実施中をもう 少しつけ加えてはいかがか。	該当シートの「目標達成状況」に以下赤字部分を追記。 「・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)に基づき、地元との調整・説明会開催、調査の実施、検討会開催等による技術的検討の実施等、中間貯蔵施設設置に向けて取り組んでいるところ。」
10	3	崎田先生	/    <	住民が参加する小規模の車座集会、セミナー等を地元市町村において実施しており、担当の職員が参画している。今後も開催する市町村を追加して実施していくこととしている。
10	3	鷲谷先生	学的知見が不十分。リスコミも、科学的知見が不十 分であることを前提として行わないと、信頼を失う。	関係省庁、放射線医学総合研究所等において収集された知見を基に、専門家による検討会において統一的基礎資料を作成しており、今後とも科学的知見の充実を図りながら検証、改訂を加え、リスクコミュニケーション事業に活用していく。
10	3	大塚先生	・TOOmsvの息味やレントゲンT回の数値について、 放医研の図表を変更したと聞く。不安を増幅するので変更には図章してほし、	・福島県民に対する健康診断は、福島県が実施する県民健康管理調査の一環として行われており、環境省が直接実施しているものではないことから、評価書には記載していないが、環境省は同健康管理調査に対する財政的な支援(30年間分)を行っている。 ・ご指摘の「放射線被ばく早見図」については、放医研において、最新の知見を基に出典元データの更新等に伴い更新したものと承知している。